ご利用ください

成功する創業と事業継承を支援
高田馬場創業支援センター

区内で創業する方や創業間もない方、事業継承・経営改革を目指す方への情報提供、経営相談、オフィススペースの提供等を行う施設です。専門の職員が創業に必要な経営情報を提供し、創業の準備段階から経営改革まで、必要なノウハウの習得を支援します。

【問合せ】産業振興課産業振興係（西新宿6―8―2、BIZ新宿4階）☎（3344）0701・FAX（3344）0221へ。

●施設の概要

【所在地】高田馬場1―32―10

【開館時間】午前8時30分～午前0時（年末年始は休館）

【設備】シェアード（共有）オフィス（10席）、個室オフィス（2室）、会議室兼商談室（18席）、交流スペースほか。インターネットが利用できる机や専用ロッカー等もあります。

●利用できるサービス

▼経営・ビジネス等のアドバイス

起業支援の専門家や中小企業診断士等が、経営・営業・起業手続きなどの相談に応じます。

▼区内企業との連携による支援

施設利用者と区内企業等との連携を図り、経営活動・人脈の拡大等を支援します。

▼情報の提供・発信

セミナー等を開催し、ビジネスに役立つ情報を提供するほか、専用ホームページ（HP http://incu.shinjuku-center.jp/）を開設し、施設利用者の事業概要や活動内容等の情報を発信しています。

▼地域との交流等

同センターの周辺にお住まいの方との交流会や、消費者団体等との連携を深めるイベント等を企画しています。

▼ビジネスコンビニ機能

電話の取り次ぎ・郵便物の受け取り代行のほか、通訳・翻訳等（有料）が利用できます。

7月からの利用者を募集

【募集人数】シェアードオフィスの利用者、9名（今回は、個室オフィスの利用者は募集しません）

【対象】次のすべてに該当する個人と中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に該当する企業）

▼区内での創業や事業の経営改革等を予定し、その計画が具体的で実現可能性がある

シェアードオフィス

▼同センター利用期間の終了後、区内で引き続き事業を行う意思がある

▼住民税・法人事業税を滞納していない

▼別に定める利用条件を遵守できる

※書類・面接で事業計画の具体性・実現可能性等を審査します。

【利用期間】利用承認日から6か月（6か月を超えない範囲で3回まで更新可。最長2年間）

【使用料金】月額1万円（利用承認後に前払い）

【申込み】電話予約の上、5月7日㈪～18日㈮（土・日曜日を除く）の午前9時～午後5時に、産業振興課産業振興係へ。詳しくは、5月7日㈪から同係で配布する募集要項をご確認ください。新宿区ホームページでもご案内します。

5月12日 創業セミナー
起業成功のコツ
世界で一番大切にしたい「たいやき」

創業を考えている方のための創業セミナーや起業家との交流セミナー等を開催しています。

【日時】5月12日㈯午後2時～3時30分

【内容】和菓子屋の立ち上げから学ぶ起業成功のコツ（田中健一朗／中小企業診断士・同センター副施設長）、同センターの紹介と利用相談

【会場・申込み】電話で**同センター**☎（3205）3031へ。先着20名。

3月に開催したセミナー

葬祭施設の設置・管理運営に関する指導要綱を施行

5月から

区では、葬祭施設を設置するときや施設の管理運営方法等の手続きをまとめた「新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱」を制定し、5月1日に施行しました。

事業主に協力を求めることで、事業主と区民の方との良好な近隣関係を保ち、生活環境の維持と向上を図っていきます。

【問合せ】地域調整課管理係（本庁舎1階）☎（5273）3519・FAX（3209）7455へ。

この要綱は、新宿区内で5月1日以降に、葬祭施設の設置（新築・改築・移転・用途変更・使用方法の変更等）または管理運営を行う事業主に適用します。

葬祭施設とは

▼葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設

▼遺体の保管を主たる目的とした施設（病院その他の医療施設を除く）のいずれかです。

区が事業主に指導する主な内容

近隣関係住民等への周知

事業主は、葬祭施設の設置に関する計画が記載された書類等を施設の敷地内に掲示するとともに、近隣関係住民等（葬祭施設の敷地境界線から100m以内に住所がある方、町会・自治会・商店会等）への説明会を開催することとしました。

区への報告

事業主は、近隣関係住民等に対する説明会の報告書等を区長へ提出することとしました。

事業主が守るべき主な事項

葬祭施設の設置・管理運営に、基準を設けました。

●施設の設置基準

▼葬祭施設は、周辺の幹線道路と接続する有効幅員6m以上の道路に接すること

▼葬儀の受付・参列・見送り等のスペースを施設内に確保すること

▼湯灌（ゆかん）作業車・葬儀場設営作業車・参列者の利用する車両を停めるための駐車場を敷地内に確保すること

▼遺体洗浄・遺体保管機器洗浄等に使用する洗浄排水設備を施設内に設置すること

▼防視・防音・防臭対策を施すとともに、周辺の景観と調和するよう配慮すること

●施設の管理運営基準

▼通夜、告別式、遺体の搬入・搬出は、午前9時～午後10時に施設敷地内で行うこと

▼原則として花輪や供花は設置しないこととし、やむを得ない事情で設置する場合は、外部から見えない場所に設置すること

▼血液・体液が付着した布や洗浄水等は、法令に基づき適切な処理をすること

▼葬儀の実施等で近隣商店等の営業行為等を妨げないよう配慮すること

▼近隣関係住民等の生活環境に支障が生じないよう十分配慮すること

葬祭施設の設置と運営の流れ

事業主が葬祭施設設置計画等を掲示し近隣関係住民等に周知
（施設を設置しようとする日の60日前）

↓

事業主が近隣関係住民等に説明会を開催
（上記掲示から10日以内）

↓

事業主が区に説明会等の内容を報告
（報告書等の提出）

↓

要綱に基づき区が事業主を指導
（設置基準・管理運営基準）

↓

事業主と近隣関係住民等が協定を締結
（施設設置と管理運営に関する事項）

↓

工事着工・運営開始

↓

施設の運営開始後に事業計画に大きな変更がある場合は、事業主に説明会を再度開催するなど近隣関係住民等への周知徹底を求めるほか、協定の改定を求めます。

協議のあっせん

事業主と近隣関係住民等の間で、葬祭施設の設置または管理運営事項について協議が成立しない場合は、区長にあっせんを申し出ることができます。

区長は、双方からあっせんの申し出があった場合、区職員で構成する「葬祭施設対策会議」を設置し、事業主と近隣関係住民との間で協議が円滑に行われるように調整します。

ただし、相当の理由があると認めるときは、一方からあっせんの申し出をすることができます。